

## 北朝鮮による再度の地下核実験に対し断固たる措置を求める意見書

北朝鮮は、4月5日のミサイルの発射に加え、核実験も辞さないとする声明の後、平成18年10月に続く2回目の核実験を5月25日に強行しました。

このような北朝鮮の常軌を逸した行動は、我が国や北東アジア、ひいては世界に対する重大な脅威です。これは、追加的な核実験を行わないよう求めた国際連合安全保障理事会決議を無視したものであり、国際世論に対する挑戦であります。

度重なる核実験は、世界唯一の被爆国である我が国として、到底容認できるものではなく、また、生命の尊さと平和の大切さを深く心に銘じ、恒久の平和と繁栄を希求して、平成7年12月1日に平和都市を宣言している江戸川区として、断じて許すことができません。本区議会においては、既に「北朝鮮による再度の地下核実験に対する抗議声明」を出したところです。

しかしながら、いまだに北朝鮮は強硬姿勢を崩さず、その後も再々のミサイル発射等、世界平和に対する挑戦をし続けています。世界平和のためには、北朝鮮に核開発の放棄を行わせる必要があります。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、断固たる措置を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月11日

江戸川区議会議長 須賀 精二

内閣総理大臣、外務大臣 あて